

裁判員制度は必要か

- 1、はじめに
- 2、制度概要
- 3、制度の目的
- 4、問題点
- 5、おわりに

1、はじめに

平成16年5月21日に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、先月の21日から裁判員制度が開始された。また、昨年11月28日には裁判員候補者名簿に記載された人に最高裁判所からの通知が送られた。刑事裁判に一般の国民が裁判員として参加することは目前にせまっているが、同制度については反対する声も多くあり、廃止を求めるデモや署名運動も行われている。

実際に制度が開始された今となっては制度の運用上の問題に注目が集まりがちであるが、この勉強会では裁判員制度のそもそもの必要性を中心に検討していく。

2、制度概要

裁判員制度は国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する制度である。

(i) 役割

裁判官と評議し、有罪・無罪の決定及び刑の量定を行う。

(ii) 裁判体の構成

原則的に裁判官3人+裁判員6人、例外的に裁判官1人+裁判員4人

(iii) 対象事件

a、法定刑に死刑または無期の懲役か禁錮を含む罪で起訴された事件

Ex,殺人・強盗致死傷・現住建造物等放火

b、法定刑が短期1年以上の罪のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪で起訴された事件

Ex,傷害致死・危険運転致死

(iv) 評決

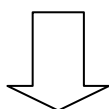
裁判員と裁判官は同じ一票を持ち単純多数決で決められる。ただし裁判員のみによる多数では被告人に不利益な判断をすることはできない。

3、制度の目的

これまでは…

→審理や判決が国民にとって理解しにくいものであったり、審理に長期間を要する事件があったりして、刑事裁判は近寄りたくないという印象を与えてきた。

- ・ 司法の責任を国民一人ひとりが分担し、司法に対する理解を深める。
- ・ 国民の「健全な社会常識」を司法に反映させる。



裁判の正当性に対する国民の信頼を高め、司法の「国民的基盤」を確立する。

4、問題点

- ・ 導入の自己目的化
→裁判員制度は手段であって目的ではない。
- ・ 多数決での評決
→過去のことを多数決で決めていいのか。
「合理的疑いを超える証明」をしたと言えるか。
- ・ 守秘義務
→問題点が明らかにならない。

5、おわりに

《参考文献》

池田修 『解説裁判員法』 弘文堂 2005年

井上薫 『つぶせ！裁判員制度』 新潮社 2008年

佐藤幸治 竹下守夫 井上正仁 『司法制度改革』 有斐閣 2002年

小浜逸郎 『死刑か無期かをあなたが決める』 大和書房 2009年

土本武司 『裁判員ハンドブック』 学習研究所 2009年

司法制度改革審議会意見書

最高裁判所ホームページ

検察庁ホームページ

日本弁護士連合会ホームページ